

## 桜井市近鉄大福駅周辺地区のまちづくりに関する基本協定書

奈良県（以下「甲」という。）及び桜井市（以下「乙」という。）は、桜井市近鉄大福駅周辺地区（以下「当該地区」という。）のまちづくりに係る取組に関して、以下のとおり基本的な連携と協力に関する協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、「奈良県と桜井市とのまちづくりに関する包括協定書」第3条第3号に定める当該地区のまちづくりにおいて、甲及び乙が連携・協力して地域住民の住環境の維持保全及び向上に取り組むことで、当該地区の持続的発展及び活性化を図ることを目的とする。

### （地区の位置及び区域）

第2条 この協定の対象とする当該地区の位置及び区域は、別紙1のとおりとする。ただし、別紙1に掲げる当該地区の区域にあっては、必要に応じ、第5条第3号の規定により甲及び乙が策定するまちづくり基本計画により、変更することができるものとする。

2 前項ただし書の規定による変更をした場合にあっては、当該変更した区域をもってこの協定の別紙1に掲げる区域を変更したものとみなす。

### （まちづくりの目標）

第3条 当該地区のまちづくりは、「高齢者や子育て世代が地域に生き生きと住み続けられる多世代居住のまちづくり」の実現に向けて、地域内に点在する各世代を繋ぎ、拠点となる地域の核を創ることで、安全・安心な住生活の持続的な継承を目標として行うものとする。

### （まちづくりの方針）

第4条 甲及び乙は、前条に規定するまちづくりの目標を実現するため、次の各号に掲げる方針に基づいた検討及び取組を行うこととし、その内容は「まちづくり基本構想」（以下「基本構想」という。）として別紙2のとおりとする。

（1）地域交通の確保

（2）魅力溢れる歩道空間の演出

（3）地域の高齢者が安心して暮らせる機能整備

（4）その他当該地区における住環境の維持保全及び向上に資する取組

(役割分担)

第5条 甲及び乙は、相互に協力し、第3条に規定するまちづくりの目標及び前条に規定する基本構想の実現に向けて取組むこととし、次の各号のとおり、その役割を分担するものとする。

- (1) 乙は、前条第1号に掲げる「地域交通の確保」及び同条第2号に掲げる「魅力溢れる歩道空間の演出」を主に担うこととし、地域を繋げる移動手段の確保及び歩道・路地における魅力溢れる空間づくりにより、歩いて暮らせる豊かな街の形成に取組むほか、地域住民によるまちづくり意識の醸成と積極的な参画を企図した協働による取組を進めるものとする。
- (2) 甲は、前条第3号に掲げる「地域の高齢者が安心して暮らせる機能整備」を主に担うこととし、高齢者の集いの場や在宅介護等の拠点空間を創るため、県営住宅敷地を活用した拠点整備を推進するものとする。この場合において、甲は老朽化している桜井県営住宅の更新を併せて計画し、先進的なプロジェクトとなるよう検討を進めるものとする。
- (3) 甲及び乙は、相互に協力し、事業内容、事業主体等をその内容とする「まちづくり基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。この場合において、基本計画のとりまとめは、乙が担うものとする。

(予算の確保等)

第6条 甲及び乙は、第5条各号に掲げる役割分担に基づく取組その他当該地区のまちづくりに資する取組に資する国庫補助金その他の資金の獲得に向け、各種計画等の作成に協力して取組むものとする。

- 2 甲は、乙のまちづくりに資する取組について、予算の範囲内で必要な財政的及び技術的な支援を行うものとする。

(地域への支援)

第7条 甲及び乙は、当該地区のまちづくりに資する地域住民その他関係機関等が行う取組に対して必要な支援に努めるものとする。

(まちづくり協議会による取組の推進)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく具体的取組にあたっては、まちづくりに関わる関係機関等から構成する桜井市大福地域まちづくり協議会(以下「まちづくり協議会」という。)に諮り、その議論を経て、具体的取組を行うとともに、取組の成果をまちづくり協議会に報告するものとする。

(協定の変更)

第9条 甲及び乙は、そのいずれかから、この協定の内容について変更を申し出た場合には、その都度協議の上、この協定を変更することができるものとする。

2 まちづくり協議会は、まちづくり協議会における検討等の結果、この協定の変更が必要となった場合には、この協定の変更を提案できるものとする。

3 甲及び乙は、前項の規定に基づきこの協定の内容について変更の提案があった場合には、その都度協議の上、この協定を変更することができるものとする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、協働による取組に当たって知り得た情報を甲又は乙の承認を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならない。

(その他)

第11条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

2 甲及び乙は、当該地区の住民の暮らしを支える住環境の維持保全及び向上に取り組むこの協定の趣旨に鑑み、この協定に定めのない事項その他必要な事項についても、積極的に検討し、取り組むものとする。

以上、この協定の締結の証として、本通2通を作成し、甲、乙それぞれ署名押印の上、各1通を保有する

平成27年7月31日

甲 奈良県奈良市登大路町30番地  
奈良県  
知事 荒井 正吾

乙 奈良県桜井市大字粟殿432番地の1  
桜井市  
市長 松井 正剛